

永年勤続休暇取扱要綱

〔平成6年9月29日〕
〔6川交庶第767号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、永年勤続の職員に対して十分な休養を与えることで、元気回復を図るとともに、自己啓発の機会を設けることにより、公務能率の発揮及び増進を図るための職免(以下「永年勤続休暇」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 永年勤続休暇の付与対象となる職員は、川崎市表彰規程(昭和12年川崎市規則第11号)第1条第4号に規定する表彰(以下「永年勤続表彰」という。)を受けた職員とする。

(承認期間等)

第3条 永年勤続休暇は、永年勤続表彰を受けた年の7月1日から翌年の6月30日までの期間において5日の範囲内の期間とし、1日を単位として付与する。

(サービスの取扱い)

第4条 前条で付与された日については、職務専念義務を免除する。

(承認手続き)

第5条 永年勤続休暇の承認を得ようとする職員は、その都度、職務に専念する義務の免除を受けるための所要の手続きをとり、所属長の承認を受けるものとする。

(例月給与の取扱い)

第6条 永年勤続休暇に係る給与は、有給とする。

(出勤記録の整理)

第 7 条 出勤記録管理者は、職員が永年勤続休暇を承認されたときは、出勤記録に免を表示する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、永年勤続休暇に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 6 年 7 月 1 日以前に既に永年勤続表彰を受けた職員については、別に定めるところにより、2 日を限度として、その者の職務専念義務を免除することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 8 年 8 月 2 8 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 1 8 年 7 月 1 日に永年勤続表彰を受けた職員に係る永年勤続休暇の付与日数については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。